

犯罪発生状況、防犯対策

現在、外務省は首都バマコ市を除くマリ全土に対して「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」,「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」を発出しています。いかなる目的であれ、渡航・滞在は止めてください。

また、首都バマコ市には「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」を発出しています。やむを得ずマリへ渡航する場合には、厳に首都バマコ市内に留まるようにしてください。(危険情報も併せご参照ください。

(https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_121.html#ad-image-0))

1 概況

(1) マリは、全人口の大部分を占める10余のアフリカ系諸部族、そして約1割を占める北部のトゥアレグ族、アラブ系住民が共存する多部族国家です。2012年以降の北部の分離独立武装蜂起とイスラム過激派の浸透、また2015年以降の中部の部族間武力抗争の先鋭化とイスラム過激派の浸透により、北部・中部では、中央政府の統治・治安機構が撤退あるいは空洞化しており、フランス進駐軍や国連PKOが展開しているものの、「治安危機」また「国家崩壊」とも評される状況に歯止めがかかっておらず、首都バマコはじめ各地で政府を非難するデモがたびたび発生しています。

(2) 北部(トンブクトゥ州、ガオ州、キダル州)では、武装勢力間の戦闘が終息せず、テロ攻撃・襲撃・誘拐が続いています。2016年末にトンブクトゥ市でイスラム過激派により誘拐されたフランス人女性は未だに救出されていない他、マリ国内や近隣国で誘拐された複数の外国人がマリ国内のイスラム過激派拠点に捕らわれていると見られています。

中部(モプチ州、セグー州)でも、テロ攻撃・村落襲撃・誘拐が続発しています。

南部(クリコロ州、カイ州、シカソ州)においても、イスラム過激派組織の犯行と見られるテロや外国人誘拐、襲撃及び凶悪犯罪などが発生しています。

(3) 2015年11月の首都バマコ市内のホテルへのイスラム過激派によるテロ攻撃事件以降、マリ政府は、国家非常事態宣言を全土に発令しています。

(4) これまでに、マリにおいてテロ事件による日本人の被害は確認されていませんが、2015年11月に発生したイスラム過激派組織によるテロ攻撃事件以降、現在までマリ全土に国家非常事態が宣言されており、引き続きテロへの警戒が必要です。また、首都バマコ市及び周辺地域も含め、各地でイスラム過激派組織による襲撃事件や誘拐に対する脅威は常に存在します。

このような状況を十分に認識し、テロ・誘拐に巻き込まれることがないように、海外安全ホームページや報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

査証、出入国審査等

1 査証（ビザ）

入国に際しては入国目的を問わず査証が必要です。日本もしくは、他国にあるマリ共和国大使館で査証を取得してください。なお、日本での入国査証取得手続きについては、駐日マリ共和国大使館（電話：03-5447-6881）にお問い合わせください。

2 出入国審査

マリでは入国時に黄熱病予防接種証明書（イエローカード）の提出が必要になりますので、旅券と共に所持しておくことをお勧めします。

3 外貨の申告、持込み

マリでは外貨の申告、持込みに関する規則が厳格に適用されています。入国の際、50万セーファーフラン（約10万円）を超える現金やトラベラーズチェック等を持込む場合には、税関に申告し、証明書の交付を受ける必要があります。この証明書を所持してなければ、出国の際、50万セーファーフラン相当の金額しか持出せません。

滞在時の留意事項

やむを得ない事情で首都バマコ市内に滞在する場合、事前に民間警備会社等の安全対策の専門家に相談を行う等、必要な安全対策を講じてください。また、滞在中はテロ・誘拐など不測の事態に巻き込まれることのないよう常に最新の関連情報の入手に努めるとともに、自らの安全確保に十分注意を払ってください。

1 身分証明書の所持

マリ滞在時には必ず身分証明書を所持するようにしてください。（旅券が最も有効です。）警察による検問を受けた際、身分証明書を所持していない場合には身柄を拘束されるおそれもあります。

2 立入制限等

軍事施設や政府機関の敷地に無断で立入ることは元より、不用意に近づかないようにしてください。また、同施設や警察による検問の状況等は絶対に撮影しないようにしてください。職務質問を受けることや、場合によっては連行されることがあります。

3 交通事情

マリでは車輛は右側通行です。信号や道路標識、横断歩道といった交通安全対策が十分に

整備されておらず、歩行者や荷車を引く人の飛び出しが多いため、運転する際は注意が必要です。また、全体として整備不良車が多く、無謀な運転をする運転手が多いので歩行にも注意が必要です。道路環境も悪く、首都バマコの道路でさえも至るところに穴があり、雨季の際は各所で道路が冠水し、深みにはまった車輛が立ち往生するなど、道路整備は未だ不十分な状況となっています。

4 交通事故発生時の対応

交通事故を起こした場合は、警察へ連絡し警察官の到着をその場で待ってください。その際、車輛は移動させないでください（他車の交通の妨げにならない場合）。車輛の移動が必要な場合、自己の過失を認めたり証拠を隠滅させたと相手に思わせるため、安易に自らの状況が不利になるような行動等を取らないよう注意するとともに、野次馬が集まり暴行を受ける可能性があるなど身の危険を感じた場合は、ただちにその場を離れて最寄りの警察署へ移動してください。

5 在留届

現地に3か月以上滞在される方は、緊急時の連絡などに必要ですので、到着後遅滞なく在マリ日本国大使館に「在留届」を提出してください。また、住所その他届出事項に変更が生じたとき、又は日本への帰国や他国に転居する（一時的な旅行を除く）際には、必ずその旨を届け出てください。在留届の届出は、在留届電子届出システム（オンライン在留届、<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>）による登録をお勧めしますが、郵送、ファックスによっても行うことができますので、在マリ日本国大使館まで送付してください。

6 「たびレジ」

在留届の提出義務のない3か月未満の短期渡航者の方（海外旅行者・出張者を含む）は、「たびレジ」への登録をお願いします（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>）。「たびレジ」は、滞在先の安全情報などを日本語のメールで受け取れる外務省のサービスです。登録した情報は、マリで事件や事故、自然災害等が発生した際に、在マリ日本国大使館が行う安否確認にも利用されます。安全情報の受け取り先として、家族・同僚等のメールアドレスも追加登録できますので、併せてご活用ください。

風俗、習慣、健康等

1 宗教上の注意事項

国民の約80%がイスラム教徒であり、酒類や豚肉を飲食する習慣がありませんので、十

分配慮して行動してください。なお、イスラム教の寺院であるモスクにはイスラム教徒以外は入ることはできませんので、注意してください。

イスラム教では、金曜日が集団礼拝の日とされており、その機会を利用して、政治的スピーチやデモが行われ、それが大規模化、暴徒化する場合があります。また、その際、モスク等宗教施設やデモ等を狙ったテロや襲撃が行われることもありますので、特に金曜日には不用意に宗教施設等に近づかないようにしてください。

2 マリでかかりやすい主な病気は次のとおりです。

(1) マラリア

マリでは北部のサハラ砂漠地帯を除く全土でみられ、蚊が多くなる6月から10月に患者が増加しますが、病気自体は1年を通じて発生しています。蚊に刺された後、3日から3週間の潜伏期間を経て高熱・悪寒で発症することが多いですが、熱帯熱マラリアの場合、三日熱・四日熱マラリアとは異なり発熱の間隔は不定です。マラリア予防には、蚊に刺されないことがまず大切です。マラリアを媒介する、ハマダラ蚊は夕方から朝に出没するので、防蚊剤や蚊帳などを利用する、夜間の外出を控える、やむを得ない場合は肌の露出を控えた服装で、虫除け剤を利用するなど心掛けてください。なお、マリのマラリアはクロロキン耐性があり、クロロキンは予防・治療ともに有効ではありません。

(2) 感染性胃腸炎

衛生状態が悪いため、1年を通して非常に多い疾患です。ウイルス、細菌、寄生虫などに汚染された食べ物、飲み物を口から摂取することで感染し、嘔吐・下痢、発熱などの症状を来します。病状は病原体により摂取直後から現れることもあれば、数時間から数日たって出ることもあります。

(3) 呼吸器疾患

マリは年間を通じてホコリが多く、呼吸器に厳しい環境です。特にハルマッタンと呼ばれるサハラ砂漠から飛来する細かい砂塵を含んだ貿易風の吹く12月から3月頃までは、その砂塵の影響で呼吸器症状を訴える人が多くなります。また、マリでは3月から6月にかけて非常に気温が高く、湿度も20%から30%と乾燥しているので、のどや鼻を痛める人も多くなります。

(4) 髄膜炎菌性髄膜炎

マリは大部分が髄膜炎ベルトと呼ばれる髄膜炎菌による髄膜炎多発地帯に含まれます。主に乾季に流行し、人から人へ飛沫感染します。予防にはワクチンが有効ですが、日本には認可されたワクチンがないため、輸入ワクチンを使うか欧米諸国などで接種を受けるしかありません。

(5) 黄熱

ネッタイシマカにより媒介されるウイルス性疾患です。マリでの大規模な流行は報告されていませんが、隣接するセネガル、コートジボワール、ブルキナファソでは過去に流行が

ありました。マリ入国の際には予防接種の証明書（イエローカード）が必要です。

(6) 狂犬病

マリは野良犬が多く、狂犬病のリスクが高い地域となっています。むやみに動物に近づかないことが最も重要ですが、渡航前に狂犬病の予防接種を済ませておくことをお勧めします。いずれにしろ、いかなる場合でも動物に咬まれた際は直ちに医療機関を受診する必要があります。

(7) 医療事情

マリの医療水準は不十分であり、重傷又は高度な医療処置を必要とする場合には対応可能な近隣諸国等に緊急搬送を行う可能性があります。事前に海外移送サービスを含む十分な補償内容の海外旅行保険の加入してください。

「世界の医療事情」

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/africa/mali.html>) において、マリ国内の衛生・医療情報等を案内していますので、渡航前には必ずご確認ください。

また、その他、必要な予防接種等については、以下の厚生労働省検疫所ホームページを参考にしてください。

◎感染症情報 (<https://www.forth.go.jp/>)

3 健康上心がけること

(1) 日差しが強く乾燥しているので、日焼けには十分注意し、必要に応じて帽子、サンングラス、日焼け止めなどを使用してください。

(2) 脱水、熱中症をおこさないように、意識して水分・塩分の補給に努めてください。

(3) 食べ物・飲み物を介した病気にならないように、ペットボトル入りのミネラルウォーターなど清潔な水を飲み、十分火の通ったしっかりと調理された食品を摂取してください。

(4) なるべく蚊に刺されないようにしてください。蚊のほかにも特に地方では病気を媒介する昆虫や毒を持った蛇・蜘蛛・サソリなどの有害動物が多種いますので、それらと接触しないよう十分に注意してください。

(5) 犬などの動物に咬まれないようにむやみに近づかないようにしてください。

緊急時の連絡先

◎警察：17

◎消防：18

◎在マリ日本国大使館

電話：(市外局番なし) 4497-9220

国外からは(国番号：223) 4497-9220

緊急携帯電話(夜間、休館日)：(市外局番なし) 6675-3326

国外からは（国番号：223）6675-3326

問い合わせ先

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1

電話：（外務省代表）03-3580-3311（内線）2902, 2903

（外務省関連課室連絡先）

○領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐関連を除く）（内線）5145

○領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐関連）（内線）3047

○海外安全ホームページ：

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）

（現地大使館連絡先）

○在マリ日本国大使館

住所：Avenue du Mali, derrière le Ministère de l' Economie et des Finances,
Hamdallaye ACI2000, Bamako, Mali

電話：（市外局番なし）4497-9220

国外からは（国番号：223）4497-9220

F A X：（市外局番なし）4490-4947

国外からは（国番号：223）4490-4947

緊急携帯電話（夜間、休館日）：（市外局番なし）6675-3326

国外からは（国番号：223）6675-3326

ホームページ：<https://www.ml.emb-japan.go.jp/j/index.html>